

感染症の予防及びまん延の防止のための指針

ヘルパーステーションはばたき
新琴似センター

(目的)

第1条 この指針は、株式会社シムスが開設するヘルパーステーションはばたき（以下事業所という）は、利用者の健康と安全を確保するために、介護・福祉サービスの提供者として、感染症の予防に努め、もし感染が発生した場合でも感染の拡大を防ぐために迅速な対応体制を整えるとともに、利用者の健康と安全を持続的に保護するために、本指針を定める。

(感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方)

第2条 事業所においては、感染症に対する抵抗力が低い高齢者や障がい者が利用することで感染が広がりやすく、症状が悪化しやすい傾向があるため、利用者、その家族、および従業員の安全を確保するための対策を講じ、適切な体制を整備する。

(感染症の予防及びまん延防止のための体制)

第3条 感染症の予防及びまん延防止の対策を検討するために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。また、委員会の運営責任者は管理者とする。

- 2 事業所での感染症を未然に防止するとともに発生時の対策を検討する。
- 3 委員会のメンバーは、管理者・主任ヘルパー・サービス提供責任者、その他管理者の裁量による。
- 4 委員会は、概ね6ヶ月に1回以上定期的に開催するほか必要に応じて開催し、検討結果を従業員に対して周知徹底する。
- 5 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
 - (2) 指針・マニュアル等の作成
 - (3) 感染対策に関する、職員への研修・訓練の企画及び実施
 - (4) 利用者の感染症等の既往の把握
 - (5) 利用者・職員の健康状態の把握
 - (6) 感染症等発生時の対応と報告
 - (7) 感染症対策実施状況の把握と評価
- 6 委員会は従業員に対して、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に

基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行なう。

- (1) 新規採用者に対して、新規採用時に感染対策の基礎に関する教育を行なう。
 - (2) 全従業員を対象に、定期的な研修を年1回以上行なう。
 - (3) 外部で実施されている研修会へ積極的に参加する。
- 7 委員会は感染症が発生した場合を想定し、役割分担の確認や感染防止対策をした状態でケアの演習等の訓練を全職員対象に、定期的に1回以上行なう。
- 8 委員会の審議内容、感染対策の研修や訓練の諸記録は2年間保管する。

(平常時の対応)

- 第4条 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓に心がけ、換気、清掃、消毒を定期的に行ない、事業所内の衛生管理、清掃保持に努める。
- 2 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用を行なう。
- 3 介護職員の感染対策として、介護職員は利用者宅で介護する場合の感染対策として、以下の事項について徹底する。
- (1) 検温、手洗い、手指消毒、うがい、勤務中のマスクの着用
 - (2) 1ケアごとに手洗い、手指消毒、居室の清潔及び換気を行なう。
 - (3) 食事介助の前に必ず手洗いを行なう。特に排泄介助後の食事介助は、食事介助前に十分な手洗いを行ない、介護職員が食中毒病原体の媒介者とならないように注意を払う。
 - (4) 排泄介助（おむつ交換を含む）は、必ず使い捨て手袋を着用して行ない、使い捨て手袋は1ケアごとに取り替える。また、手袋を外した際は、手洗いや手指消毒を行なう。
 - (5) 膀胱留置カテーテルを使用している場合、尿を廃棄するときは使い捨て手袋を使用してカテーテルや尿パックを取り扱う。
 - (6) 血液、体液、排泄物等を扱う場面では細心の注意を払い、直接手指で触れることがないように必要に応じて使い捨て手袋を使用する。
- 4 日常の観察
- 従業員は、利用者の異常の兆候をできるだけ早く発見するために、利用者の身体の動きや声の調子・大きさ、食欲などについて日常から注意して観察し、利用者の健康状態の異常症状を発見したら、すぐに、主治医などに知らせる。

(感染症や食中毒の発生時の対応)

- 第5条 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑わ

れる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。

- (1) 従業員が利用者の健康管理上、感染症等を疑ったときは、速やかに利用者と従業員の症状の有無（発生日時を含む）について把握し、管理者またはサービス提供責任者に報告する。
 - (2) 管理者またはサービス提供責任者は、従業員から報告を受けた場合、事業所内の従業員に必要な指示を行なう。
- 2 従業員は感染症等が発生したとき、またはそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
- (1) 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと
 - (2) 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。または訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備してあるアルコール消毒液で手指消毒を行なうこと
 - (3) 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービスの利用を停止すること

(指針の閲覧等)

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。